

開 会 午前10時00分

○委員長（金崎悟朗君） おはようございます。

ただいまの出席委員数は13名であります。定足数に達しておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

これより本日の予算特別委員会を開きます。

議案第41号平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについて議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 議案第41号平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについて説明いたします。

お手元到大槌町一般会計予算書を御準備願います。

2ページをお開きください。

説明につきましては、款、項、金額を読み上げ、対前年度比の伸び率及び増減要因、または主な事業内容について説明いたします。なお、款及び項が同様の場合は省略させていただきます。

第1表歳入歳出予算、歳入。

1 款町税 1 項町民税 5 億2,591万6,000円、1.5%の増。個人町民税は、雑損控除対象者の減少に伴う課税対象者の増により1.7%、744万円の増であります。法人町民税は0.4%、33万7,000円の増であります。収納率は、個人町民税及び法人町民税ともに現年課税95%、滞納繰越分は30%を見込んでおります。

2 項固定資産税 3 億3,328万7,000円、3.8%の増。住宅再建による家屋の増加によるものであります。収納率は現年課税で95%、滞納繰越分10%を見込んでおります。

3 項軽自動車税3,511万6,000円、2.0%の増。税制改正に伴う増であります。

4 項町たばこ税 1 億5,234万6,000円、3.3%の減。復興事業の縮小による従業者数の減少に伴う町内での売り上げ本数の減少によるものであります。

5 項鉱産税23万2,000円、18.4%の増。実績見込みによるものであります。

6 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税1,902万円、前年度と同額。揮発油税53.8円の100分の42が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

2 項自動車重量譲与税4,450万2,000円、前年度と同額。自動車重量税収入の3分の1が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

4 項森林環境譲与税600万円。平成31年度に新設された譲与税であります。市町村が行

う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるため、私有林人工林面積、林業就業者数、人口などにより案分、交付されるものであります。

3款1項利子割交付金98万3,000円、前年度と同額。利子課税20%のうち、5%が県民税として徴収され、その5分の3が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

4款1項配当割交付金136万8,000円、前年度と同額。配当課税の5%が県民税として徴収され、その5分の3が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

5款1項株式等譲渡所得割交付金96万8,000円、前年度と同額。株式譲渡所得課税の5%が県民税として徴収され、その5分の3が市町村に交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

6款1項地方消費税交付金2億2,000万円、前年度と同額。消費税8%のうち、1.7%分が交付されるものであり、10月から10%への税率改定が予定されておりますが、年度途中での改定のため、前年度実績並みに見込んでおります。

7款1項自動車取得税交付金500万円、前年度と同額。自動車取得税収入の10分の7が、市町村道の延長と面積の割合で交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

8款1項地方特例交付税191万8,000円、前年度と同額。所得税から住民税への税源移譲に伴い、住宅取得控除に係る交付金であり、前年度実績並みに見込んでおります。

9款1項地方交付税57億7,703万5,000円、32.5%の減。普通交付税は、平成30年度の実績から24億1,300万円、特別交付税は1億1,050万円を計上しております。震災復興特別交付税は、復興事業の事業進捗により、46.4%の減の32億5,353万5,000円であります。

10款1項交通安全対策特別交付金75万5,000円、前年度と同額。交通違反反則金を財源とし、カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の費用として交付されるものであり、前年度実績並みに見込んでおります。

3ページをお願いします。

11款分担金及び負担金1項分担金2,000円、整理科目であります。

2項負担金2億9,375万2,000円、53.0%の減。面整備を一体的に実施する復興整備事業の進捗に伴う水道事業会計負担金の減であります。

12款使用料及び手数料 1 項使用料 1 億7,023万2,000円、24.9%の増。平成30年度に完成した町方及び三枚堂地区災害公営住宅等による町営住宅使用料の増であります。

2 項手数料1,090万9,000円、0.5%の減。前年度実績並みに見込んでおります。

13款国庫支出金 1 項国庫負担金 4 億6,711万6,000円、2.7%の増。保育園の利用者の増加等に伴う子供のための教育・保育給付費交付金の増であります。

2 項国庫補助金 5 億6,366万5,000円、27.6%の減。事業の進捗に伴う三枚堂大ケ口線及び新大砥橋整備事業に伴う社会資本整備総合交付金等の大幅な減であります。

3 項委託金322万5,000円、48.7%の減。平成30年度の小学校からの英語教育導入に係るカリキュラムマネジメント事業委託金の減であります。

14款県支出金 1 項県負担金 3 億8,364万5,000円、11.8%の減。仮設住宅の集約・撤去等に伴う応急仮設住宅等共益費負担金等の減であります。

2 項県補助金 6 億6,330万8,000円、25.8%の減。住宅再建の進捗に伴う生活再建住宅支援事業補助金等の減であります。

3 項委託金4,495万4,000円、127.3%の増。参議院議員及び県知事・県議会議員選挙委託金の増であります。

15款財産収入 1 項財産運用収入2,308万6,000円、44.1%の減。財政調整基金預金利子及びふるさとづくり基金預金利子等であります。

2 項財産売払収入 2 億6,507万7,000円、52.7%の減。防集団地の土地引き渡しの進捗に伴う土地売払収入の減であります。

16款 1 項寄附金 1 億355万円、前年度と同額。ふるさと納税寄附金及び災害の記憶を風化させない事業基金寄附金等であります。

17款繰入金 1 項特別会計繰入金19億6,200万円、60.6%の減。復興事業の面整備の進捗に伴う下水道事業及び漁業集落排水処理事業特別会計からの繰入金の減であります。

2 項基金繰入金70億8,337万8,000円、60.8%の減。復興事業の進捗に伴い、東日本大震災復興交付金基金繰入金は63.5%減の57億4,389万1,000円であります。また、住宅再建の加速化に伴う住宅再建支援補助金等によるふるさとづくり基金繰入金は、41.2%減の10億3,442万5,000円であります。

18款 1 項繰越金1,000円、整理科目であります。

19款諸収入 1 項延滞金・加算金及び過料50万2,000円、392.2%の増。平成30年度実績見込みに伴う税延滞金の増であります。

4 ページをお開きください。

2 項町預金利子10万円、前年度と同額。前年度実績並みに見込んでおります。

3 項貸付金元利収入5,931万円、53.9%の増。災害援護資金貸付金元利償還金であります。

4 項雑入8,779万6,000円、64.6%の減。仮設商店街の解体撤去に伴う仮設施設有効活用等事業助成金等の減であります。

20款 1 項町債 7 億8,994万6,000円、23.9%の減。道路橋梁整備事業債及び斎場整備事業債等であります。

5 ページをお願いします。

歳出に入ります。1 款 1 項議会費8,497万9,000円、12.1%の増。議員報酬、議会事務局人件費等であります。

2 款総務費 1 項総務管理費 7 億7,426万5,000円、8.1%の減。人件費及び「おしゃっち」の維持管理経費の教育費への振りかえに伴う減であります。

2 項徴税費7,155万6,000円、7.9%の増。固定資産税の評価がえに伴う委託料等の増であります。

3 項戸籍住民基本台帳費1,722万2,000円、17.6%の減。人件費等の減であります。

4 項選挙費4,486万8,000円、363.1%の増。参議院議員、岩手県知事、県議会議員、町長、町議会議員選挙に伴う増であります。

5 項統計調査費292万4,000円、66.3%の減。平成31年度農林業センサス全国消費実態調査に係る調査員報酬等であります。

6 項監査委員費111万2,000円、38.8%の減。監査委員報酬等であります。

7 項地方創生費6,168万5,000円、71.3%の減。安渡地区の産業集積地に整備した大槌地場産業活性化センターを活用した生産物の6次化に対する6次化推進事業補助金及び町内産業の人材需要の調査、検討による地域おこし協力隊の人材募集を図る産業人材育成業務委託料等であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費11億5,512万円、1.3%の増。第7期介護保険事業計画で見込んだ地域密着型介護サービス施設の整備事業費補助金等の増であります。

2 項児童福祉費 7 億9,294万8,000円、15.1%の増。私立保育所等の整備に係る保育所等整備事業補助金等の増であります。

3 項災害救助費1,393万2,000円、前年度と同額。災害弔慰金等であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 3 億4,208万3,000円、47.2%の減。復興事業の進捗に伴う水道事業会計への負担金が大幅な減となっております。また、斎場整備事業では、設計業務委託料等を計上しております。

2 項清掃費 8 億1,417万5,000円、84.3%の増。新リサイクルセンターの整備に伴う既存施設の解体工事費等であります。

5 款労働費 1 項労働諸費934万円、12.3%の減。大槌町企業立地奨励条例雇用奨励金等であります。

6 款農林水産業費 1 項農業費9,469万1,000円、16.3%の減。復興関連における国土調査事業費等の減であります。

2 項林業費1,672万2,000円、93.4%の減。町有林の付加価値を高めるため、森林認証を取得する負担金等であります。

3 項水産業費 1 億6,124万7,000円、0.5%の減。県が安渡地区に施工している漁港施設の進捗に伴う県営漁港施設機能強化事業負担金等の減であります。

7 款 1 項商工費 1 億4,455万6,000円、4.8%の増。消費税率の改定に伴い国の施策として実施する低所得者及び子育て世代に対する地域商品券販売事業とあわせて、町単独で実施する18歳までの子育て世代に対する地域商品券販売する子育て世帯消費支援事業委託料等であります。

6 ページをお開き願います。

8 款土木費 1 項土木管理費 2 億1,699万円、18.3%の増。人件費の増であります。

2 項道路橋梁費 5 億3,424万7,000円、21.5%の減。新大槌トンネル及び新大槌橋橋梁整備工事費等の事業進捗に伴い、大幅な減であります。小釜線道路改良工事は増となっております。

3 項河川費445万6,000円、122.1%の増。浪板川の土砂しゅんせつに伴う河川土砂しゅんせつ業務委託料の増であります。

4 項都市計画費 2 億5,848万円、33.5%の減。下水道事業特別会計繰出金の減であります。

5 項住宅費 9 億3,019万8,000円、3.4%の増。災害公営住宅の完成に伴う住宅使用料等の増加による町営住宅基金積立金の増であります。

9 款 1 項消防費 3 億7,423万4,000円、19.8%の減。震災により被災した消防屯所の災害復旧事業が完了したことに伴う事業費の減であります。

10款教育費 1 項教育総務費8,423万6,000円、0.8%の減。人件費による減であります  
が、今年度創立100周年を迎える大槌高校に対する創立100周年記念事業補助金を計上し  
ております。

2 項小学校費9,573万円、7.5%の減。カリキュラムマネジメント事業の減であります。

3 項中学校費7,938万6,000円、2.8%の増。隔年で実施しているフォートブラック市へ  
の派遣に伴う姉妹都市生徒間交流事業の増であります。

4 項義務教育学校費 1 億2,366万7,000円、4.9%の増。先生方のパソコンの更新に伴う  
備品購入費等の増であります。

5 項社会教育費 1 億7,400万2,000円、19.8%の増。総務費からの振りかえに伴う集会  
所及び「おしゃっち」の維持管理経費の増であります。

6 項保健体育費 1 億4,798万9,000円、11.4%の増。城山体育館の舞台幕等改修工事等  
の増によるものであります。

11款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費777万9,000円、25.4%の増。平成29年  
発生台風18号に係る林道施設災害復旧工事であります。

2 項土木施設災害復旧費2,000円、整理科目であります。

3 項文教施設災害復旧費 1 億5,053万6,000円、30.9%の増。赤浜分館災害復旧工事で  
あります。

12款 1 項公債費 6 億2,260万1,000円、4.3%の増。災害援護資金貸付金の元金償還開始  
に伴う増であります。

13款諸支出金 1 項普通財産取得費2,000円、整理科目であります。

2 項災害援護資金貸付金3,603万7,000円、32.7%の減。災害援護資金貸付金及び償還  
利子補給補助金であります。

14款 1 項予備費3,000万円。

7 ページをお願いします。

15款復興費 1 項復興総務費 6 億2,915万9,000円、53.7%の減。防集団地の土地売り払  
い収入による復興交付金基金積立金及び下水道事業、漁業集落排水処理事業に係る特別  
会計繰出金の減であります。

2 項復興推進費60億8,296万9,000円、69.4%の減。防集跡地等の土地利用計画に基づ  
く郷土財活用湧水エリア整備工事等を計上しておりますが、面整備の進捗に伴う復興整  
備事業第1期・第2期工事及び町方地区復興整備業務委託料等の大幅な減であります。

3 項復興政策費143万1,000円、98.9%の減。「おしゃっち」で上映されている震災記録映像の英語版の製作委託料等であります。

4 項復興農林水産業費1,352万1,000円、94.9%の減。源水孵化場のさけます種苗生産施設等災害復旧詳細設計委託料等であります。

5 項復興商工費1,000円、整理科目であります。

6 項復興土木費 8 億4,711万4,000円、15.4%の増。花輪田 9 号線道路改良工事及び興事業に伴う道路舗装修繕工事等であります。

7 項復興都市計画費 8 億9,922万円、0.1%の減。安渡地区津波復興拠点整備事業等を計上しておりますが、事業の進捗に伴い区画整理事業及び防集事業に係る事業費は減であります。

8 項復興用地建築費 4 億4,634万7,000円、80.0%の減。安渡地区 3 戸、赤浜地区 6 戸の災害公営住宅建物購入費等であります。災害公営住宅整備事業は、平成31年度が最終年度であるため、大幅な減となっております。

9 項復興防災費 4 億9,380万1,000円、47.4%の増。赤浜分館と併設して多目的ホールを整備する赤浜地区復興まちづくり支援施設整備工事であります。

11項復興社会教育費2,895万8,000円、30.3%の減。復興事業に係る埋蔵文化財発掘調査費等であります。

12項復興支援費21億8,348万2,000円、37.6%の減。住宅再建の進捗に伴う被災者住宅再建支援事業補助金等の減であります。

8 ページをお開きください。

第 2 表債務負担行為。事項、期間及び限度額の順に読み上げます。

農業近代化資金利子補給金、平成31年度から平成40年度、26万2,000円。

おおちゃん融資保証料補給金、平成31年度から平成41年度、5,549万7,000円。

おおちゃん融資利子補給金、平成31年度から平成41年度、3,047万7,000円。

災害援護資金貸付金利子補給金、平成31年度から平成45年度、280万4,000円。

生活復興支援資金貸付金利子補給金、平成31年度から平成53年度、126万5,000円。

9 ページをお願いします。

第 3 表地方債。

起債の目的、携帯電話等エリア整備事業。

限度額、870万円。

起債の方法、証書借入または証券発行。

利率、年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利息に借りかえることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法は同様のため省略させていただきます。

地方創生推進交付金事業、500万円。

災害援護資金貸付事業、3,500万円。

斎場整備事業、4,190万円。

一般会計出資事業、260万円。

農産物生産振興事業、450万円。

魚市場水揚振興対策事業、280万円。

養殖漁業経営安定化促進事業、340万円。

道路橋梁整備事業、4億3,340万円。

消防車両等整備事業、1,560万円。

10ページをお開きください。

公民館等整備事業、5,130万円。

体育施設解体事業、710万円。

城山体育館舞台幕等改修事業、1,100万円。

林道施設災害復旧事業、500万円。

臨時財政対策債、1億6,264万6,000円。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします

○委員長（金崎悟朗君） 質疑に入る前に、各委員にお願いいたします。質疑に当たっては要点を捉えて質疑されるとともに、当局においてもこれにわかりやすく答弁されるようお願いいたします。

なお、質問回数は、款、項、目の目の中で1人3回まで、また質問する際は、1回の質問で関係する内容については2項目までと議会運営委員会で決定されておりますので、御協力をお願いします。

歳入歳出の質疑は項で行いたいと思います。あわせてページを指定いたしますので、



よろしく願い申し上げます。

なお、限られた日程でありますので、スムーズに審査運営ができますよう、特に委員長よりお願い申し上げます。

平成31年度大槌町一般会計予算を定めることについての質疑に入ります。

歳入歳出の質疑に入る前に、予算全般にわたる総括質疑を行います。ございませんか。

総括質疑を終わります。

8ページをお開きください。

第2表債務負担行為の質疑を行います。進行します。

9ページ、第3表地方債。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） ちょっとお知らせください。地方債の一番下で消防車両等整備事業1,560万円とありますが、この内容についてお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） こちらにつきましては、釜石の行政事務組合の本部のほうの車両でございまして、各市町村で過疎債で借りて吐き出すと。吐き出すというか、負担金で出すということでございます。

はしご車両を1台でございます。（「了解しました」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

それでは、第3表地方債、10ページお願いします。

進行します。

それでは、歳入の質疑を行います。36ページお開きください。

1款町税1項町民税より質疑に入ります。進行します。

2項固定資産税。進行します。

3項軽自動車税。進行します。

4項たばこ税。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 実は、補正予算の中でたばこ税が2,000万円ぐらいですか、1,900万円ぐらいの減。逆にうれしいことに、ふるさと納税が3,000万円ぐらいふえていると。当初予算でこれで500万円ほど減っているんですけども、もちろん理由については、説明のとおりだったんですが、非常にたばこ税というのは使い勝手がいい税だということで、たばこ吸うのを奨励しているわけではないですよ。ただ、復興から町内でたばこを買っている人がどんどん減っていると。もうやっぱり小さい市町村というのは、その財

源を当てにしてきたところもあるんじゃないかなと思うので、減り出せば、これもどんどん減っていくことはわかるような気はするんですけども、このたばこ税の税収減による町の財政的な影響というのはどの程度あるのか、それをどの程度当てにしてきたかという話にもなると思いますが、そこら辺の説明をお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

たばこ税に関しましては、税率改正、今1箱500円ほどいたしますが、税率改正によって町営のたばこ税も国のたばこ税と地方たばこ税があって、一回国税で取られて、その消費税と同じように、市町村のほうに交付されるわけでございますが、時代背景によって、確かに上がってきたということもございます。

今回の減収に関しましては、確かに500万円ではございますが、貴重な財源ではございません。

ただ、これは一時的に上がった分もございますので、要素的には。町内での復興事業者等の需要によって上がった分もございますので、さほど、さほどという言い方がいいかどうかあれですが、影響という、町財政にとってこれが500万円がないから予算が組めないかということではございません。

ただ、しかしながら、町にとっては貴重な財源ですので、他の税目、それらのほかの使用料等によってその分を均等に財源調整して、今予算を編成しております。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。

失礼しました。1 項の鉱産税。進行します。

2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税。進行します。

2 項自動車重量譲与税。進行します。

4 項森林環境譲与税。阿部委員。

○8 番（阿部俊作君） 森林譲与税の徴収についてお尋ねしたいんですが、現状どういう形で税徴収がなっているのかと、それから、今後その徴収の見込みについてお尋ねしたいんですが。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

この森林譲与税につきましては、私有林の適正管理を事業に主に活用されることと見

込んで、国のほうから31年度については、約600万円おりてくるものでございます。

なお、これにつきましては、国税ということで、平成35年から1人当たり1,000円の徴収をするものであります。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

3 款利子割交付金 1 項利子割交付金。進行します。

4 款配当割交付金 1 項配当割交付金。進行します。

第 5 款株式等譲渡所得割交付金 1 項株式等譲渡所得割交付金。進行します。

6 款地方消費税交付金 1 項地方消費税交付金。進行します。

7 款自動車取得税交付金 1 項自動車取得税交付金。進行します。

8 款地方特例交付金 1 項地方特例交付金。進行します。

9 款地方交付税 1 項地方交付税。及川委員。

○10番（及川 伸君） 震災復興特別交付金32億5,000万何がし。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員、マイク上げてください。

○10番（及川 伸君） 過日一般質問でもいろいろ議論しましたけれども、復興事業が収束するにつれて、今回は46.4%の減ということで、この交付金は、2020年度復興期間が終了になるということに伴って、その名目を変えて交付金が出るのか、それとも現行出ている社会資本整備交付金に変わっていくのかという点と、それから、当初における復興局、この存在はどうなるのかという2点についてお伺いします。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） まず、震災復興特別交付税についてお答えいたします。

震災復興特別交付税は、一般財源ではございません。普通地方交付税は、一般財源でございまして、国から交付されて何に充ててもいいんです。ところが、この震災復興特別交付税は、要は用途があって交付されているものでございますので、復興事業がなくなれば、もちろんこれは交付されなくなります。

今主には、復興事業に国から大体9割ほど国庫補助金に来て、残り1割をこの震災復興特別交付税でもらって、大体100%で事業を行っている。

それから、次に多いのが派遣職員の人件費が大体七、八億円ございます。結局復興事業も収束する。それから、派遣職員も帰任するということになれば、おのずと震災復興特別交付税は交付されなくなるということでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 町の復興局という、これは部局制廃止ということで、今年度いっぱい部局制は今年度いっぱいまでということで、来年度から部局制は廃止ということで、課室制にという移行でございますので、基本復興局自体もなくなり、例えば何々課、何々課という形の組織立てになるということで御理解いただきたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 今の国のほうでもまだ復興事業完了できないという見通しのもの、特に、福島県原発問題、これ裁判も途中ですし、復興期間が終わったからといって復興が終わったというものにはなっていないと思うし、それから、ソフトの面で大分病んでいる人がいるということで、これは復興事業に当たるかどうかはわかりませんが、その期間が延びることによって癒されていくということも出てくるんじゃないかというような検討が進んでいて、復興特別交付金にかわる何がしの予算が検討されつつあるんですけども、岩手県においても復興期間内にその事業が収束できるかできないかわからないという状況の自治体がまだ4自治体ぐらいあるということも踏まえて、被災3県42市町村、その市町村が団結して、まだまだ復興期間が続くんだというようなことを期成同盟も兼ねて、やっぱり国に対して要望していく必要があるんじゃないのかなと、私個人は思うんですが、町長、どうですか。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） 御意見のとおりだと思っております。

国においては、10年間の期間で復興を終了するということですがけれども、やはりさまざまな形で、ハード面も含めて、ソフト面も含めてまだまだということありますから、期成同盟会も含めて、町村も含めてこれからも県含めて国のほうにはそういう旨をしっかりと伝えて、継続的な支援をお願いをしたいということで要望してまいりたいと考えています。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） ありがとうございます。

町長のこの間の答弁で、うちのほうは復興期間内に事業は全て収束するという話でしたけれども、我がほうが終わったからいいというわけではなくて、やっぱり被災自治体全てが復興しないと復興したような感じにならないので、今町長の答弁のとおり、みんな団結してみんなが一様に復興が終わったというようなものをつくっていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 私は、普通地方交付税の内容について伺います。

普通交付税は、大きなくくりの中で言うと、例えば義務的教育の部分とか、あるいは公債費の部分とかと、大きなくくりの中で足し算になったものが24億円のお金になっていると思うので、そのまず大きなくくりの部分の内容を教えてくださいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 普通地方交付税の大まかな内容で御説明いたします。

予算の歳出の項目に似ているんですけども、例えば道路橋梁費、こちらは道路の面積や延長によって標準単価を掛けて交付されるものがございます。こちらで大体道路橋梁費ですと、1億3,000万円ほど算定されています。（「主な大きいものでよろしいです」の声あり）消防費ですと、消防費というのは、団とかそういう部分では2億4,000万円、あとは、小学校費とか中学校費とかがございまして、また、社会福祉費とか、これは、民生費に当たるような部分の費目がございます。

こういった、先ほど東梅康悦委員が言ったように、いろいろな要素を足していって、基準財政需要額、要は町にとって標準的な、かかる経費がどのくらいあるのかというのを算出します。これが大体総合計が36億円ございます。

そこから基準財政収入額、要は町の収入というのはどのくらいあるのかと。要は、かかる必要な経費からあなたが今持っているお金ってどのくらいあるのかということで、大体10億円ぐらい基準財政収入額というのがございます。

36億円ぐらいから10億円ぐらい引かれて、大体二十四、五億円が普通地方交付税として算定されて交付されております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかったようでわからないというところなんですけれども、そこで、先ほどの及川委員の答弁の中にも、ここの地方交付税の部分はまず自治体の裁量権の中でまず使えるという、課長の説明です。

これ、例えばの例を出してわかりやすく聞きたいと思うんですが、かつての議会で、例えば交付税の中に学校の図書費が幾ら入っていたと。何でその学校の図書費がそのいただいた分そっくり学校のほうにいかないのやというところで、そこが減った分が要するに自治体の裁量権の中で減らしたり足したりしているわけですね。

だから、その何を例えば歳出を出すとき、どの部分で減らすのか、あるいはどの部分

にはこのぐらいしかこないだけけれども、足してこのぐらいにして歳出で計上するんだという、主なものがあれば、その地方交付税が例えばこのぐらい来ているものを、例えば我々が要望する事業が足して実現なれば、我々もうれしい話になるんですが、我々が要望する事業が減らされているとなると、またこれも何かかんか文句言いたくなるような案件になりますので、そこまでのまず大きな歳出のあり方というのを説明してもらいたいと思うんですが、歳出の質問ですけれども、交付税に絡んだ内容ですので、許してください。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 今ちょっと手元に詳しい資料お持ちしていないので、持っていないんですが、確かによく図書費についてはよく言われます。小学校の図書費、それから、公立図書館の図書費についてもよく実際は図書購入費が300万円とか400万円とかというふうに交付税では算入されているのに、歳出予算では100万円とか50万円しかついていないと。

ただ、逆に申しますと、実は小学校費とか中学校費の経費の中で御説明いたしますと、学校給食センターの調理委託に関しましては、今ちょっと資料持っていないので、正確には答えづらいんですが、たしか3,000万円いかないぐらいの交付税算入にしかなくなっていないんです。ところが、今の私どもの委託料が4,000万円近くになっているんです。こちらについては、実は市町村のいろいろな状況があるので、あくまでも普通交付税は標準的な単価を掛けているだけですので、あくまでも交付されたものは一般財源ですので、その市町村の地域の実情に合わせて歳出の予算に充当しているというのが一般財源でございます。

一番先もいろいろな費目があるとは言ったんですが、一番かなめになっているのが人口でございます、確かに道路の延長とか面積もあるんです。あと、小学校の生徒数とか学校数とかクラス数もあるんですが、一番は人口ですので、人口が減ってしまうと、最後の掛け算で低くなってしまいうという状況でございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

あと数年すると、国勢調査があると。そこでまた新たな人口が出てきて、この交付税にその人口割のところでもろに反映になって減額することが先日も説明されていきました。

この交付税の中の部分をもう1点だけお聞きしたいんですが、恐らく公債費に係る部

分も入っていると思うんですね。その公債費に係る部分は、間違いなくもらった分よりもらった分は公債費に充てられていますよね。幾ら自由裁量とは言われても、その確認をさせてください。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 公債費としていただいている分、算入、例えば過疎債であれば70%いただいているんですが、必ず充当させております。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

10款交通安全対策特別交付金 1項交通安全対策特別交付金。進行します。

11款分担金及び負担金 1項分担金進行します。

2項負担金。進行します。

12款使用料及び手数料 1項使用料。芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 40ページのほうの使用料にも入っていいですかね。

○委員長（金崎悟朗君） はい、いいです。

○13番（芳賀 潤君） 町営住宅使用料の滞納分について、ちょっと伺います。

どんどん町営住宅が多くなって行って、残念な話滞納分も多くなることは、現実的な話としてはわかります。去年の当初予算見ると、37万円が滞納分だったと。ことしの当初でもう230万円ぐらいになっていると。これが年々ボディーブローのようにきいていくんだろうなという感じはしますけれども、この町営住宅がある一定年限すると家賃が住民さんにとってみれば上がる。行政からとってみれば元に戻るみたいな話になるんですが、この滞納についての考え方とか、今後の見通しだとか、処理の仕方とかというようなことをお聞かせいただきたいと思いますが。

○委員長（金崎悟朗君） 復興局長。復興局長、マイク上げてください。

○復興局長（那須 智君） 現在の今年度の収納率を今の現在の段階で述べたいと思います。現在町営住宅が92.98%、特交賃100%、定住が97.39%、町民住宅が66.66、災害公営が94.31ということで、だんだん確かに収納率が少しずつ下がってきていると。これについては、今は、収納の滞納分については、職員が行くほかに、今年度後半からは、指定管理者にも滞納指導員ということで、その業務をして回ってもらうというような形で、少しでも滞納を減らそうということではやっております。

また、この部分において、また足りなければ指定管理者のほうに人員を足すか、あるいはこちらのほうでも回数ふやして、その滞納分を回収していくというようなことを進

めていきたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 滞納の中にも明らかにもう払えないという方と払わないという方がいるというふうに聞きます。そうなったときに、払えるのに払わないというのは、これやっぱり何かしらのペナルティーなのか、国保で言えば一旦償還方式になるとか、一旦そういうのもあるんですけれども、こういうものについて、住居だから、なかなか大変だと思いますが、何かそういう払わないから滞納に入って、少しずつ払ってくださいねという世界なのか、それとももう3カ月も5カ月ももう滞納していくようだと、何かそういう指導があるのかという点についてはいかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 基本的には滞納分を分納してもらったりしているんですが、最終的には明け渡し請求というものがあります。これについては、公営住宅法に基づいて明け渡し請求してしまして、斡旋しなければならないというところがあるんですけれども、かわりの住居を。ただ、明け渡し請求というのは、最後の手段としてはあります。

実際、今まだ災害公営住宅ですので、そういった手続をするというのはなかなか難しいと思いますが、実際、大水副町長のときに岩手県では実際明け渡し請求をやっています、それによって滞納率が上がったという話は聞いております。（「上がった」の声あり）それをしたことによって、払わなかった人が払い始めたということを知っていました。（「下がったね」の声あり）はい。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） いずれにしても、そのマイナスになった分はどこかで補填しなければならないという世界があるわけですね。先ほど申した、払えるのに払わないとかという人たちが多くなると、額が多くなると、一生懸命払っている人、あと一生懸命税金払っている人たちの血と汗を食うわけですね。

それが一般的な住民サービスの停滞を招いたら、もう本末転倒の話になる。なので、これが年々多くならないことは期待するんですけれども、去年と比較してももう7割増しなわけですね。

そうならば、ある一定のスキームを持って、こういうふうな世界になっていきますよということをやらないと、今の家賃だとまだいいですけれども、これからまた上がっていきますから、それを危惧するんですよね。



なので、そういうことは、もちろん言い苦しい話もあると思いますけれども、これはやっぱり町民が一体となって協力していかないと、いっそ責めるのはするけれども、義務は果たさない、権利を主張して義務を果たさないということも何かどうなのかなという感じがしますので、もちろんそこら辺で、払えない人の収入をきちんと精査をしながら、本当に払えない理由とかというものをきちんと吟味もしないといけないだろうし、そういうことはぜひやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それはやっていきたいと。

なおかつ、災害公営、被災者の状態のところもありますけれども、一般化したときには、必ずそういった形でやっていかなきゃならないだろうというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 下村委員。

○2番（下村義則君） 私も40ページ、よろしいですか。

○委員長（金崎悟朗君） はい、いいですよ。

○2番（下村義則君） 6の教育使用料のところ、私は去年の9月に避難所の耐震についてちょっと一般質問したんですが、そのときに、1カ所耐震を持っていないと。持っていないというか、ちょっと言い方が悪いんですけども、それで、そこはすぐ修理、耐震化したほうがいいですよと言ったんですが、その後どうなっていますか。

○委員長（金崎悟朗君） 下村委員、別な項目にいったときやってください。

○2番（下村義則君） いえいえ、吉里吉里体育館のことを今言っていました。

○委員長（金崎悟朗君） それは知っていますけれども、それはわかりますけれども、歳出のとき改めて聞いてください。

○2番（下村義則君） これ歳入です。

○委員長（金崎悟朗君） いや、ここはあくまでもここは使用料の

○2番（下村義則君） だから、5万1,000円とることですから、今回、だから、耐震化をちゃんとして、31年度5万1,000円とるんですかということを知っているんです。だめですか。そういうことじゃ。

だから、その修理はしましたかというのが最初で、したのであれば5万1,000円とってもよろしいですねということで……、どうですか。

修理しないのに5万1,000円とるということはおかしいでしょう。

○委員長（金崎悟朗君） ちょっと待ってください。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 耐震化のことについては、まだ私ども現状、現実的には修理はしてございません。（「してない。それで」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） その次の使用料続けて。

○生涯学習課長（鎌田精造君） 現在まだ今耐震化については、関係課とも検討しまして、使用料については、現状では今引き続きいただいておりますが、耐震化についてはまだ関係課とも検討したいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 下村委員。

○2番（下村義則君） そうすると、去年の9月の質問から今まで、まず耐震化の修理もしないで、5万1,000円ずつのお金をまずとって、これからも31年度も5万1,000円ずつとっていくということですか。

そうしたら、ちょっと前回の答弁がちょっと違うと思いますけれども。

直さないのにとるといというのはおかしいんじゃないですかと言っているんです。

○委員長（金崎悟朗君） 副町長。

○副町長（澤舘和彦君） 御指摘はわかりました。

ただ、体育施設としては、耐震化していなくても使えないということはないんだと思いますが、ただ、避難所として活用したりは、やはりそれは人をそこに泊めるというようなこともありますから、そういった部分で使えないのかなというふうには思います。

○委員長（金崎悟朗君） 危機管理室長。

○危機管理室長（田中恭悦君） 先ほど下村委員の中で、耐震化の部分での御質問、避難所としてのその考え方ということだとは思いますが、（「違います」の声あり）違いますか。

では、避難所の部分につきましては、吉里吉里地区体育館のほう、避難所の指定になってございますけれども、（「それは知っています」の声あり）現在吉里吉里小学校のほうの体育館、避難所関係のほうについて、そちらのほうに避難していただけるような形で、今年度いろいろなテレビの関係だったりとか、そういったもののほうは準備させていただいております。

○委員長（金崎悟朗君） 下村委員。

○2番（下村義則君） 私が避難所はまず小学校のほうになったというのを前回聞いていましたので、それに関しては何も問題ありませんが、あの体育館で何かするため、するから5万1,000円をいただくんでしょう。多分。何もしないのに5万1,000円とるわけな

いよね。だから、そこ聞いているんですよ。万が一何かしているときに大きい地震が来て、潰れたとかと、そういう事態だって起きないとは限らないでしょう。そこ言っているんです。私は。

○委員長（金崎悟朗君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） ありがとうございます。耐震化していない古い建物ですから、今後どうするかということは、改めて検討しなきゃならないというふうには思います。

ただ、あの耐震化していないからということ、注意を促しながら、使用はしているという状況でございますので、そこは御理解いただきたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

41ページ、中段まで。進行します。

2項手数料。進行します。

42ページ、上段まで。進行します。

11時15分まで休憩します。

休 憩

午前11時03分

○

再 開

午前11時15分

○委員長（金崎悟朗君） 再開いたします。

13款国庫支出金1項国庫負担金。進行します。

43ページ上段まで。進行します。

2項国庫補助金、44ページ中段まで。進行します。

3項委託金。進行します。

14款県支出金1項県負担金、46ページ上段まで。進行します。

2項県補助金。進行します。

47ページ、全般。下村委員。

○2番（下村義則君） この重度心身障害者医療費補助金のところについてちょっと伺います。

国のほうでは何か支援1、2とか、介護1から5まで、それを何か支援1を2に下げるとかって、何かそんなそういう話ちょっと新聞で見たんですけども、町のほうではそういう、来年度そういうことありますか。そういう対象になるようなことありますか。

○委員長（金崎悟朗君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 町としては、変化というのは特に予定はされておりません。

（「進行」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

48ページ。進行します。

49ページ、中段まで。進行します。

3項委託金、50ページ中段まで。進行します。

15款財産収入1項財産運用収入。進行します。

51ページ、2項財産売払収入。進行します。

16款寄附金1項寄附金。進行します。

17款繰入金1項特別会計繰入金。進行します。

2項基金繰入金。進行します。阿部委員。

○8番（阿部俊作君） この7番のふるさと大槌水とという項目の中でちょっとお尋ねいたします。

ふるさと大槌水と保全基金繰入金ということで、項目、このふるさと基金に関してはここしかないのですが、ここでお尋ねしますけれども、この基金はたしかイトヨ関係かなと思っておりました。それで、基金の目的と、あと今湧水対策とか、そういうのも考えられるので、先ほど森林環境譲与税等の話もお聞きしましたけれども、湧水対策と、それから、イトヨについては、これ観光資源、観光の財源というか、そういう資源になると思いますので、その現状、環境の現状等についてお尋ねしたいんですが。（「社会教育だと思っただけ」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） ちょっと待ってください。生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） まず、イトヨに関してでございますが、いずれ前年度までその融資に絡む調査を行ってしまして、湧水、源水側もイトヨの状況もまずある意味では落ち着いてきていると。震災後個体数もふえているという研究者、専門家からのお話をいただいていますし、また、町方のほうの郷土財エリア、あそこのほうにもため池というか、沼地があるわけですが、そちらのほうにも湧水、イトヨが生息しているという状況で、今調査中でございます。

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 調査が継続してあるのでは、ずっと継続してほしいと思いますけれども、きちんと自然環境がすごく変化が激しい現状におきまして、常に注視する必要

があるかなと、そういう思いであります。

それから、渇水対策についてもこれからずっといろいろ考えていかなければならないなという、そういうことでお聞きしたわけです。

それで、調査研究、一時的なものじゃなく、町の資源として継続的に見ていってほしいなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（鎌田精造君） いずれこの大槌町の湧水含めて、イトヨ含めて、岐阜経済大学の森先生を初め、さまざまな研究者の方々が毎回、毎年当町に来ていただいて調査していただいています。

まず、今回の復興事業に絡む郷土財エリアも先生方の指導を得てやっていますので、継続的に今後も行ってまいります。（「進行」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

53ページ中段まで。進行します。

18款繰越金1項繰越金。進行します。

19款諸収入1項延滞金・加算金及び過料。進行します。

2項町預金利子。進行します。

3項貸付金元利収入。進行します。

4項雑入。進行します。

55ページ中段まで。進行します。

20款町債1項町債。

歳入の質疑終了いたします。

歳出に入ります。

57ページ、1款議会費1項議会費。進行します。

2款総務費1項総務管理費。進行します。

59ページ。東梅康悦委員。

○9番（東梅康悦君） 59ページのマイナンバーカードの交付委任というところでお尋ねしますが、しばらく通知カードだけでマイナンバーカードに進んでいない御家庭も結構あると思うんですが、今の普及率とといいますか、そういうのはいかがになっていますでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 町民課長。

○町民課長（伊藤幸人君） 当町のほうでも普及のほう進んでおりませんが、今資料ないですけれども、約10%程度の進行という状況になります。マイナンバーカード取得者のほうになりますけれども。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 確かにマイナンバーは、便利なものとは知っているんですが、なぜそこに普及が進まないのかというと、やはりまず必要性に迫られている方々がどの程度いるのかなというところもあると思うんですね。確かに税金等の申告が今なされていますが、そういうものにもマイナンバーカードを1枚添付資料で済むところが通知カードの場合であると、例えばプラス顔写真がある免許証のたぐいを添付しなければいけないというような感じで、まずそんなところで、なくても事が足りているという、今の状況なんですね。

ですので、このマイナンバーカードをいかにこれからどういうふうな使い方を国なり県が考えていくかわからないんですけれども、やはり必要性というところがやっぱり随時啓蒙活動していったほうがいいと思います。

今もしていると思うんですが、ぜひその取り組みに今後期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

60ページ。進行します。

61ページ。東梅委員。

○7番（東梅 守君） 61ページの喫煙室を庁舎内に建設工事するというのが700万円乗っております。これは、通常であれば公共施設等はどんどん全面禁煙というのが進んでいる中であって、この部分はどこに建設されるのか。

また、この700万円という金額、その……、私も喫煙するからですけれども、吸ってはいけないところでは吸わないというのがそのとおりなんですけれども、そういうふうに努めているんですが、今後公共施設のあり方として考えたときに、いかがなものかと思つて質問いたします。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） こちらに関しましては、本庁舎の喫煙室というか、喫煙場所を新たに設定するものでございます。

現在は、3階の喫煙室と1階の町民室の中に喫煙ルームございますが、健康増進法の

改正によりまして、7月1日からこういう公共的機関の建物内での喫煙が禁止されます。ということでございまして、ただ、原則敷地内も禁煙なんです。ところが、今回の喫煙場所建設工事は、あくまでも、あくまでもという言い方はちょっとあれなんですけど、来客、お客様……、公共機関ですので、多種多様なお客さんが参られますので、お客さんをターゲットに健康増進法の中でもあくまでも来庁者を目的に、そして、その煙が吸いたくない人に行かないような対策をとりなさいということでございまして、今後「おしゃっち」の場合はもう全面禁煙にさせておりますが、今後例えば中央公民館なり、いかに公共機関において喫煙場所を煙が来てほしくない方のために、ただお客さんも、吸いたいというお客さんもいますから、そういった部分を兼ね合いを場所を兼ね合いしながら、確保していきたいというふうに考えております。

庁舎に関しましては、今検討中でございますが、多目的体育館と本庁舎の間の部分を今検討しております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） わかりました。不特定多数の方が公共施設には訪れるわけで、吸わない人のための施設というふうな理解をしたいと思います。

それで、その間の部分をきちんと煙が外に漏れないようにつくるということによろしいんでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） はい。ただの、ただのという言い方はあれなんですけど、プレハブみたいなものであれば、実は700万円かかりません。これは、実は今言ったように、排煙設備をどのようにするかということで、業者のほうから2者くらいからちょっと今見積もりとっているんですが、どうしても排煙設備のほうに若干ちょっとお金がかかるので、今ちょっと余裕を見て700万円ということでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） 最後に、現状である喫煙場所に指定されている庁舎内は2カ所ございます。それから、中央公民館は、外に設置されている灰皿等がありますが、こういったものは、この7月を受けて撤去されるというふうな、撤去、それから廃止されるというふうな考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） もちろんそのとおりでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

62ページ。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） ふるさと納税でお尋ねしますが、歳入のほうでは1億円まずふるさと納税を見込んでいるという歳入の数字でございますが、今回この委託料のところにふるさと納税絡みの部分がたくさん並んでおりまして、合わせるとまず1億円に対する割合がかなり高いなという感じで見ています。

確かに返礼品の部分が3割に相当するから、3,000万円ですか、3,000万円の部分はまずこの4,500万円の中で確保しているのはわかるんですが、1億円に対してのこの数字の足し算の割合というのは、今年度に限ったものなのか。その委託、返礼品を除いた、今年度もやってしまうと、次の年はもう必要ないよというものもあると思うので、そこら辺ちょっと詳しく教えてもらいたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

寄附額に対しては、基本5割までというふうになっています。

ただ、実は当町におきましては、先日もお答えしましたとおり、海がメインでございまして、メインでございましてという言い方はあれなんですけれども、結局今申し込んでも、例えば12月とか、12月がふるさと納税の書き入れ時なんですけど、12月に申し込んでも、それは結局発送するのは翌年の夏とかの時期なので、結局去年の分がどんどん上がってきているというか、積み重なっている部分がございますので、一概に当該年度の寄附金イコール出荷量が当該年度の分だけかということではございません。

ですので、今回の経費に関しましては、若干ことし分の事業量を見ながら、加算している分と、あとは通常に首都圏に対するプロモーション事業は継続して行っておりますので、そのような経費を計上しております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） 同じく、ふるさと納税でお尋ねをいたします。

これまで多くの寄附金が大槌町に寄せられております。それで、このふるさと納税をしてきた方々にまたふるさと納税を翌年にもやってもらうような仕組みはされているのか。例えば、案内を出すとか、当然的にふるさと納税の返礼品は、毎年ブラッシュアップされていいものがどんどん出てきているというところがあるので、こういったことを過去にふるさと納税してくれた方にもPRしているのかどうか、その辺をお尋ねいた



します。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

私どもでも実はそのようなフィードバックをしたいということで、昨年度というか、29年度はちょっと一回そのようなフィードバックを行ったんですが、本年度につきましては、ちょっと事業も事業過多でございまして、そこまで手が回っていない状況でございました。

いかにお客様に当町のふるさと納税だけではなく、四季折々の事業だとか、季節便り的なことも含めて送りたいというふうに考えておりまして、そのような事業は、観光交流協会と協調して、今後も充実してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） ぜひこのふるさと納税してくれた人たちは、特に大槌町に思い入れのある方が多いのではないかとこのように私は思うわけです。そういった方々に納税品目じゃなくて、今財政課長が言われたように、大槌をPRして、大槌を訪れてもらうような仕組みづくりも必要なのではないかなと思ったところで質問させていただきました。

ぜひこれを進めていただきたいなというふうに思います。お願いして終わります。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。及川委員。

○10番（及川 伸君） 委員長、同じページなので、9款、10款から1項目ずつちょっとお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。62ページ。

○委員長（金崎悟朗君） 62ページ、いいですよ。

○10番（及川 伸君） 負担金補助のところの地域コミュニティ形成事業、これの内容について簡単にお伺いしたいのと、それから、10款企画のほうから、三陸鉄道イベント委託料150万円、これはいつどこでどんな企画をやられるのかという2点教えてください。

○委員長（金崎悟朗君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） まず、地域コミュニティ形成事業補助金ですけれども、これは地域復興協議会向けに交付している、活動……、地域復興協議会が活動するために出している補助金でございます。

90万円の内訳は、1団体30万円を予定しておりまして、3団体分、90万円ということになっております。

今年度、平成30年度においては、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区の3団体に交付しております。

もう一つ、三陸鉄道イベント委託料でございますけれども、この3月23日に大槌駅のほうがおかげさまで開業いたします。この今回の予算のほうに計上している150万円のイベント委託料につきましては、今6月8日、土曜日でしたか、「おしゃっち」のほうで1周年記念イベントを予定しております。それに合わせまして、ひょっこりひょうたん島の人形劇を午前と午後と1回ずつ人形劇のほうを開催したいと思ひまして、150万円を計上させていただいております。（「進行」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） この委託料についてお尋ねいたします。

土坂トンネルです。広報でちらっと推進室という、トンネル想定为推进室みたいなことを設けるようなのを見た記憶があるんですけども、今後の展開についてお尋ねしたいんですが。

○委員長（金崎悟朗君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 委員おっしゃるように、昨年8月1日に土坂峠トンネル化推進室が課内室として設置されて、昨年は10月にシンポジウム、それから、その後県、国等に要望活動を行っているところでございます。

31年度についても、住民の総決起大会をさらに住民の意識を高めるために大会を設置し、それから、県、国に今要望活動を強化していくということで考えてございます。

当然隣接する宮古、遠野とも協調しながら要望活動をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 県のほうではちょっとランクが低い状況になっているようなんですけれども、まず、どのように活用していくかということが言われておりますので、それで、産業振興、それから、交流、物流、それから花巻空港へのアクセス等々も山田町から通って、立丸峠も完成したので、それで、そういうルート of 計算とか、そういうのをどんどんしていったらいいと、計算というか、そういう調査と運動をお願いしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 県の評価については、B/C、その効果的な部分は、県

のほうでB/Cについては、ちょっと現段階ではCという段階でございますが、当然三陸沿岸道といろいろ自動車交通網が整備されておりますので、その土坂峠トンネルの必要性について、十分再精査して、その効果の資料等を提示しながら、要望を続けていきたいというふうに思っています。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 私も土坂の関係で、今年度は担当室をつくって、私も議長も町長ともども国に行って、東北地方整備局に行って、県庁にも行ってと。やっぱりそのニュアンスが今課長答弁にあったとおり、県の評価が非常に低い。ぶっちゃけ話すれば、やる気がないように感じます。

でも、やっぱりここは何で土坂かといったら、その従来の土坂トンネルの要望活動ではなくて、やっぱり命の道なんだということと、立丸峠が通ったことによって、切れ目がある道になってしまったと。現実的にはね。

やっぱりこれを切れ目のない、緊急物資搬送路だったりというような位置づけを持っていかないと、B/Cの議論をしたのでは、なかなか難しいですよ。現実的には。

なので、この復興絡みで去年頭出しをして、31年度本格的にやって、それでならないとかなり厳しいハードルになるようなニュアンスで、歩いて見て実際そうですから、なので、こちら辺でやはり同じ要望活動でもつくってくださいという要望の裏づけ資料に今俊作委員言うように、従来の目的を達成するためだけではなくて、今後の展開のあり方とか、その立丸からの切れ目の現状として切れ目の出てしまった道路網の整備であるとかというのを強く訴えていかない限りは、なかなか難しいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 環境整備課長。

○環境整備課長（遊田啓悦君） 委員おっしゃるとおりに私どもも受けとめてございますし、当然県のほうも財源的な部分の確保が難しいということで、今の現状とすれば31年度はのり面工事等だけをやるというような回答を受けてございます。

震災当時の命の道という、実際的な活用もございますので、そういうものをビジュアルに相手に見せながら、あとは住民組織の中でもっと若い人も入れて要望活動を強化していきたいというふうに思っています。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） いろいろとありがとうございます。

先ほどの御意見のとおり命の道であること、そして立丸峠も通りましたし、切れ目のないということでもありますので、今までのような形ではなく、やはり視覚に訴えるようなさまざまな形でプロモーションしながら、ぜひ県に対して国に対しても引き続きながら要望活動強めてまいりたいと思いますので、議会におかれましてもひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

63ページ。東梅委員。

○7番（東梅 守君） 63ページの負担金補助及び交付金のところでお尋ねをいたします。

この中に三陸鉄道利用促進協議会負担金というのがあります。それで、間もなくこの三陸鉄道が我が町も通るわけです。その中で、イベントも企画、開通にはイベントがあるみたいなんですが、その後の一般、一般と言えば言い方おかしいですけども、通常時の利用促進に向けた町としての取り組みは何か考えられているのかどうか。大槌町には大槌駅、吉里吉里駅、浪板駅、それぞれの駅が、3つの駅がありますが、この3つの駅を使った利用促進に向けた取り組みがあるのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○委員長（金崎悟朗君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 三陸鉄道の利用促進策の1つに列車の貸し切りの事業等がございます。そういった事業等を活用して、まず三陸鉄道に乗ってもらう機会であったりとか、そういったPR等を町民のほうには行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） 今の答弁だとイベント列車になっているわけですよね。一番大事なものは、通常のとときに通勤であるとか、通学であるとか、自分たちの足としてどう使っていくかということが大事になってくるのではないのかなというふうに思うわけです。

そういった意味で、通常時にどうやったら利用していただけるのかというところを、例えば通学であれば、大槌高校に通ってくれる子供たちがそれを利用するなら、例えばその運賃が割引になりますよとか、釜石まで通勤するのに使ってくれたらこの程度の割引になりますよとか、例えば旅行とかイベントとかではなくて、通常に使うときの利用してもらうための仕組みづくりが必要なのではないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） おっしゃるとおり、三陸鉄道につきましては、一般的にJRさんとか、運賃差等ありますので、そういったものについて、前は三陸鉄道は運賃が高いといったこともありますので、例えばいわての学び希望基金といったようなものを通じて、JRとの運賃差を減じるような方向で当面对応していくとか、あとは、釜石駅での乗り継ぎ等の時間について、余り待ち時間がないようにといったことの要望のほうとか、あと、できるだけホーム、乗り継ぎする場合であっても同じホームで、階段を使って移動しない同じホームで乗り継ぎができるようにといった要望のほうをさせていただいているところであり、利便性の向上に努めているところであります。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） ぜひ通って終わりではなくて、あの震災のときにあれだけ被災自治体で要望してかなった鉄道なわけですから、ぜひ大槌町が三陸鉄道を多くの人を使うような仕組みづくりをしていただきたいと思います。

先日も言いましたように、駅の近くに何日かとめられる駐車場であったり、そういう環境整備を進めながら、ぜひその利用促進に向けた取り組みをして盛り上げていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○12番（阿部義正君） 今のところで、運営協議会の負担金155万4,000円、この積算根拠をお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） この利用促進協議会負担金ですけれども、これは、沿線の12市町村と、あとは岩手県と費用案分するものでございます。

それで、県のほうが2分の1、市町村が2分の1ということで、あとは市町村ごとの配分割ということで、出資額であったりだとか、財政力、それから、駅の数、人口で決まっております、当町の場合は、これの7.5%を負担するというので、155万4,000円ということになっております。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

64ページ。進行します。

65ページ。進行します。

66ページ、中段まで。及川委員。

○10番（及川 伸君） 工事請負費3,200万円、携帯電話エリア整備工事、これは携帯電話

の不感地帯の整備という認識でいいのかということ、それから、情報化推進費全般に係ることなんですけれども、現在CATVが見られない難視聴地域はどのぐらいあるのか。その見られない地区に関する今後の整備計画、これについてお伺いします。

○委員長（金崎悟朗君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） まず、工事請負費の3,253万3,000円、携帯電話エリア整備工事の関係でございます。31年度は、中山地区の部分で工事を行う予定でございます。

今年度、30年度は、今長井地区のほうで整備してございますが、31年度は中山地区で、2者希望という形で手を挙げていただいておりますので、2者の分のアンテナの工事を進めるという意味で、予算化のほうしているということで御理解いただきたいと思えます。

それと、あとケーブルテレビの関係でございますが、ケーブルテレビの敷設は、このテレビ用架線、ずっと奥まで、長井地区まで、金沢のほうも行っているわけですが、ケーブルテレビを敷設していないエリアというのは、基本的にはこれは町方地区とか、そういった、要はアンテナを立てて放送事業者のアンテナから直接受信できるエリアについては、ケーブルテレビのほうは敷設していないという現状でございますので、エリアとすれば町方とか、そういったエリアについては、ケーブルテレビは敷設はしてございません。ケーブルテレビの部分についてはですけれども。

今後の計画という意味で、委員がどういう意図での部分なのかがちょっとあれですが、こういった議会とか、そういった中継とか、そういった、要は附帯的に今行っている部分で今後どうなのかという部分をお聞きしているという仮定で申し上げますと、なかなか今現状でこのケーブルテレビを町内全域に敷設をしてということは、今現時点ではなかなか難しい状況ではないかということで、まだ担当課というか、町としての計画で今後どういう形で進めていくかという部分の土俵までまだ上がっていないという現状だということでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） わかりました。

お金のかかる問題で、すごく厳しいのはわかります。ただ、その情報格差が生む功罪というか、そういうものがあるのではないのかと。例えば山陰難視になる桜木町とか、町方でも難視になっている地区もあるんですね。

ですから、そういうところに例えば議会放送がいつている地区、いつていない地区で

情報がそこでストップしてしまうと、こういった情報がとまることによる問題というのが将来的に出てくると思うんですよ。

ですから、そういうところの解消というのは、やっぱりこれは行政事務としてきちんと整備計画を立てて、将来的にここやらないというんじゃないじゃなくて、やる方向で見通しをつけておく必要があるのではないのかというふうに思うんですが、副町長どうでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） お答えいたします。

従前より及川委員からはこのファイバーケーブルの敷設網について御質問ございました。

ちょっときょうは資料持ってきておりませんが、まず、試算レベルですが、10億円以上今そのファイバーケーブルを引いていないところに敷設すると、たしか10億円以上事業費がかかります。こちらに関しましては、過疎債を充当しなければなりません、今目下何回もこちらの件に関してはお答えしておりますが、目下今過疎債で一番大きな事業は、斎場整備事業が予定されております。斎場整備事業の後にまた10億円起債残高を抱えてしまうかということをやっぱり考えなければなりません。

過疎債の、要は枠、フレームの枠もございます。今当町の起債残高は60億円でございます。当町の標準的な予算規模は、大体60億円です。バランスが今のところバランスはとれているんです。

こういった状況を考えますと、今後1つの事業に、例えばこれからあそこの道路網ももう少し改良したいねとか、こういった事業もしたいねということ全部捨ててファイバーケーブル事業だけに投資するののかということ、非常に厳しい状況であることを議員の皆様にも御理解いただきたいというふうに考えております。

情報格差の件に関しましては、今後今ワイヤード、結局光ケーブルは、ワイヤード、ワイヤードというのは要は有線でございます。今盛んと国が力を入れているのはワイヤレス、つまり線がない、今はやりのタブレットとか、そういうことでございますので、そういった新しい技術を導入することによって、今後情報格差を埋めていきたいというふうに考えておりますので、目下ファイバーケーブルを引くということについては、今ちょっと町の財政的には非常に厳しい状況であるということをお理解いただきたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） 財政課長に熱く語ってもらって、何と書いていいかあれなんです、いずれ町に関しては、重点課題が山盛りあるわけで、そこが町民の方にきちんと説明されて、優先順位をつけてもらって、やはりテレビを楽しみにしている御老人もあるわけですから、ですから、その認識をきちんととってもらわないと、いつテレビ来るんだというふうにたまに聞かれることあるわけですよ。

ですから、町にはこれだけの課題があって、優先順位をこういうふうにつけてあって、将来的にはこういう形でやられると思いますよと、私のほうではそういうふうで答えるしかないわけですから、ですから、そういう計画であれば、きちんとそういう優先順位をつけて、大型事業はこれこれ、例えばサッカーグラウンドをつくらなきゃいけない、野球場をつくらなきゃいけない、浄化センターをつくらなきゃいけない。こういうものを予定しているんだけど、一番最初にやらなきゃいけないのは火葬場なんだと。その順位からいけば、一番後者になってしまうんだよと。将来こういう形でやる予定になっているのでというふうな形の説明ができるような計画提案をしていただきたいなというふうに思います。

それから、総務部長、さっきの携帯電話の不感地帯、これを整備することによって、あとどのぐらいの不感地帯が残るのかということ教えてください。

○委員長（金崎悟朗君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 残っているエリアでございます。まず、金沢のほうから申しますと、まず一番上の戸沢地区がまだ不感地帯として残っているというふうに認識してございます。

また、安瀬の沢地区も残っているという認識でございます。

また、小又口の奥のほうというんでしょうかね、沿線からちょっと入っていくほうなんですけれども、折合ですか、のほうもちょっと不感地帯として残っているというふうな認識でございます。

小鎗側のほうでございます。先ほど長井地区今年度やっておりますという説明したんですが、基本的に今清流館の敷地内に設置のほうはしております。やはり電波ですので、基本どこまで飛ぶ……、想定は一応して、このエリアは飛ぶだろうということはやっているんですが、上長井地区、また下長井地区という形で、どうしても散在した、建っておりますので、もしかしてこの上長井地区、下長井地区の部分が不感地帯として残る可



能性はあるのではないかと。

なので、これが立った時点でどのエリアまで飛ぶかというのはまた精査していかなければならないと思っておりました。

○委員長（金崎悟朗君） これで午前中の質疑を休憩いたします。

午後13時10分から再開いたします。

休 憩

午前 1 1 時 5 8 分

○

再 開

午後 1 時 1 0 分

○委員長（金崎悟朗君） 再開します。

2 項徴税費、66ページ。進行します。

67ページ。進行します。

68ページ、中段まで。進行します。

3 項戸籍住民基本台帳費。進行します。

69ページ、中段まで。進行します。

4 項選挙費。進行します。

70ページ。進行します。

71ページ、72ページ、上段まで。進行します。

5 項統計調査費。進行します。

73ページ、6 項監査委員費。進行します。

7 項地方創生費。東梅委員。

○7 番（東梅 守君） 今同じ東梅委員が手を挙げていたので、どっちかなと思ったんですが、マイクランプがこっちについていたのでお聞きします。

委託料のところ、大槌移住・定住プラットフォーム運営事業委託料、それから、移住・定住プロモーション推進事業委託料とございます。大槌町人口減少に歯どめをかけるための1つの策として、ここにあるんだろうと思っております。これは、どういうところに委託をして、どういう展開を図っていく予定なのかをお尋ねいたします。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 東梅委員の御質問にお答え申し上げます。

大槌移住・定住プラットフォーム運営事業につきましては、移住経験者によるコミュニティの構築ですとか、UIターンの方々の地域における受け入れ環境の整備に協力

していただけるような個人、団体の方々とのネットワークの構築、それから、大槌ファンといわれる関係人口に向けた情報発信、交流会の企画運営等、こういった移住・定住の促進に向けた業務を専従に実施していただける人材を配置することによりまして、地域と移住希望者とのマッチング体制を整えていこうという事業でございます。

こちらについては、現在予算の整備等前提としてというところでございますが、大槌町観光交流協会への委託を想定しているところでございます。

次に、移住・定住プロモーション推進事業につきましては、現在大槌移住・定住ガイドというものを町としてつくっておりますけれども、こちらの交通インフラですとか、あるいは町の居住環境も随分変わってまいりましたので、これを機会に情報発信素材の強化、刷新をしていきたいと考えております。

こちらについては、コンペなどを経まして、印刷業者さんへの委託ということを考えております。以上です。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） 委託事業者さんが観光交流協会ということなんですが、現状でいくと、産業観光の部分でも多くの委託事業を観光交流協会が担うような形になっていて、オーバーワークにならないかなというところを心配しております。

現状、観光交流協会に聞くと、当初入った職員というか、パートさんなのかどうか別にして、やめられた方もいるように聞いております。

そんな中で、現人員体制で現実としてこれを回せるのかどうか。全体として、その辺大変心配されるんですが、その辺については大丈夫でしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 委員御指摘全くごもっともなところだと思っております、であればこそ、こちらの移住・定住プラットフォームにつきましては、人件費を1名措置をいたしまして、きちんと業務量に見合った人件費を措置しているところでございますし、また、こちらの新規事業でございますので、町の担当課としてもしっかりとフォロー、関与しながら、委託先のほうに丸投げということではなくて、きちんと町としても移住・定住促進政策を推進する立場から、しっかりと関与していくことが必要だと思っております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 1日の中で、この空き家のリフォームの関係なんですけれども、

以前の議会で町内における空き家をまず調査したいんだという事業があったと思うんですね。その町内における今の空き家の状況をどのように、まず捉えているのか。

次に聞くのは、その今回のこの補助事業の内容を聞きますので、まず空き家の状況を教えてください。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 空き家の状況についてでございますが、先日応急仮設住宅の目的外使用の使用制度の関係で御報告申し上げたとき、民間賃貸住宅、空き家の状況について申し上げたところでございますが、大体40件ぐらいの空き家が出ているというところでございます。

ただ、市場に出ていない空き家資源というところについては、私どもとしてもまだ把握をしていないところで、たしか2年か3年前ぐらいに外見調査を実施したこともございましたけれども、その後それについて突っ込んだ調査ということはまだちょっとできていない状況でございますので、これについては、移住・定住の今後の推進に当たっての課題の1つかなというふうには考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

当初の空き家調査をするときは、まず調査して、次は空き家バンクみたいなものも想定しているような当局の考え方だと思うんですが、それに至っていないということではあります。今回のこの500万円の支援補助金の内容は、まず何件で、恐らくそこに入ることがもう前提となっていてこういうふうな予算づけをして、まず移住者をお迎えするというところまでの説明ちょっとお願いしたいんですけども。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 御指摘ありがとうございます。

こちら、空き家のリフォームにつきましては、空き家資源の把握につきましては、いずれ県内の市町村でも空き家バンクの導入をしているところもございますので、そちらの状況なんかも十分に研究しながら、当町としてどういうやり方がいいのか検討してまいりたいと思います。

その上で、この空き家リフォームの支援補助金についてでございますが、来年度500万円の予算を計上させていただいておりますが、こちら100万円掛ける5件ということで計上させてもらっています。

ただ、こちら、特に来年度確実にこの方5世帯いらっしゃって、このくらいの金額を計上しているということではございませんで、あくまで受け入れ、受け皿といいますか、という形で、枠として整備をしているものでございます。

ちなみに、先日、前回、今年度の過去の議会でこちら空き家リフォームの補助金についてもしっかりとPRをしながら、利用促進に努めるようにという御指摘がございました。今年度も不動産事業さんとも意見交換しながら、できるだけPRに努めているところでございますが、今年度に入りまして、1件交付実績がございます。釜石から、関西から釜石のほうにUターンしてきたただけでも、家賃が高かったために、大槌町のほうに新たに転入し、中古住宅をリフォームされたという事案もございます。

こういった活用事例なども情報発信していきながら、こちらの補助制度につきまして、活用促進してまいりたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） 移住することの人数はまだ確定になっていないけれども、準備をするという説明でございました。

行政が補助金を出して、空き家をリフォームした中で、移住者を迎えるという制度もいいと思うんですが、ただ、不動産じゃない、貸家、アパートでも結構町内ではあき、空室が見えてくるという、見えてきているという状況もあるので、行政がこの補助金を出して、例えばこういうリフォームをしても今度はそちらのほうで空き家のオーナーさんにとっては、じゃ競合する場合も結構出てくるわけですね。家賃の関係も発生するわけですが、民間の営業を圧迫するようなことであっては、これは本末転倒になるので、そこら辺うまく調整しながら、この事業についても進めていってください。

何かあるのであればどうぞ。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 御指摘ありがとうございます。

確かに民間賃貸住宅のあきも目立ってきている状況でございますので、私どもといたしましては、民間賃貸住宅家賃支援補助金、こちらのほうも御用意しております。こちら、Uターン者の方々、多様なお住まいのあり方を考えている方も多いと思いますので、いずれ空き家を活用して自分たちの好きなようにリフォームしてお暮らしになっていくような方に対する御希望ですとか、あるいは一旦アパートに入った上で、ついに住みかを今後御検討される方々もいらっしゃると思いますので、そういった多様なお住

まいのニーズに対してしっかりと支援できるような仕組みを構築してまいりたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） この産業創生費が2目なんですが、ジビエのことでお聞きします。

まず、この委託料として300万円を計上していますが、その委託先とか、そういうのというのはどういうふうな内容になっているのかをあわせてお尋ねしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

現在では有害ということで、主に農作物に被害を与える鹿に関しまして、これから鹿を今駆除しているところですが、それらをどのように有効活用できるかというところのスキームをまず調査していただくというところを検討しておりますが、委託先に関しては、まだ決定はしてございません。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

鹿等の利用ということで、それはそれでいいと思うんです。ただ、その委託先をまず調査お願いしても、やはりやろうとしている人間がいるわけですから、その方々と例えば行政がこのジビエに関しましては、先進地結構ありますので、やはりやろうとしている方々をまずそこに視察に行ってもらおうと。本当にできるか、できないのかを含めて、やったほうがいいと思うんです。

委託先からもらった資料だけで判断するというのは、なかなか厳しいところがあると思うので、やはりやろうとしている方々とまず行政がとりあえず優良な先進地を見てください。その中で、今後どうするかというのもあわせて考えなければいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

実は、昨年春先に大槌の猟友会の方からジビエ、有害駆除した獣肉を有効活用できないかというお話をいただきまして、復興推進隊の方々を軸に、ジビエ勉強会という、お互い情報共有する組織体を立ち上げて、ほぼ月1のペースでどういうふうな活用する方法があるかというのを役場の担当あるいはその鹿肉を料理されている郷土料理研究家の方、あとは猟友会の方と交えて、ほぼ1年近くいろいろ議論してきたところが実はござ

います。

その中で、狩猟でとった肉を食肉として全国に展開できないかというところまで議論いったんですが、さまざま放射能の問題でありますとか、あとは食品衛生の問題、いろいろ超えなきゃならないハードル等々もございまして、一遍そこを再度整理をして、どういう流れであればその夢が実現できるかというところを検討しているのを今回委託料でお願いをするというところでもあります。

そのジビエの勉強会の中で、やはり埼玉県でありますとか、あと宮城県のほうでも実際鹿の肉を食肉として提供している団体等もございまして、そちらのほうで実際視察をしてきたところも結果としてはございます。

今後におきましても、ほかにもまたいろいろ頑張っている地域ございますので、そういったところを見にいったり情報集めたりして、よりよい効果的なものの設備を整えていきたいなど、このように考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

やはり生き物をまず処理するという事なんであるから、例えば先ほどのことをまず言いたいんですが、どこでそれでは処理をするのやというところまでやはり考えた中で進まなければ、いざやろうとしてもなかなかこういう衛生上の問題も確かに食品とするまでの衛生上の問題もあるけれども、やはり解体する環境の面もかなりあると思うので、そこら辺も含めた中で考えていってもらいたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） このジビエについてなんですけれども、食べることのほかに、例えば骨と角の使い方、これ芸術性とかいろいろなものがあります。あと皮の使い方。これで社会教育というか、学習、文化財、じゃなく文化事業みたいなのも起きてきますので、広くいろいろな連携を周りをつながって、いろいろな情報を集めて本当にいいものということで、食だけでなくいろいろな情報を集めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） 阿部委員のアドバイスありがとうございます。まさにそのとおりでございまして、やはり先ほど東梅委員のほうからもお話ありましたとおり、

生き物の命を我々は譲られて生き長らえるというところでいきますと、そういったそのほかの命を有効に活用していくというのがそれを捉えるものの使命だと、このように考えてございますので、やはり角や骨、実際人が口にするもの以外に関しましても、やはり有効活用を図っていきたいなど。

その中では、そういった工芸品の部分でありますとか、そういったところは、今後のやはりマタギ等の後継者の育成にもつながるような形で、いろいろな分野のほうでいろいろ情報共有あるいは提供させていただきたいなど、このように考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 委託料のところ伺います。

まず、1点目、大槌高校魅力化推進事業784万円。この前大槌高校魅力化推進委員会に出させていただいて、たしかきょうが1次の発表ということでしたが、それがどうなっているのかということと、あと2点目として、先ほど出ていた移住・定住を促進を叫んで何年かたっています。これらについて、仮設の目的外使用が終わるわけですけれども、就労目的で移住なされた方の数字であるだとか、定住に結びついている数だとか、あと目標値とか、そういう数字できちんと実績を追っているというものというものはあるんでしょうか。その2点についてお願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 初めの御質問にお答えいたします。

委員さんがおっしゃっていましたが地域との協働による高等学校教育改革推進事業、その中の地域魅力化型、全国で20校程度のところが今60校手を挙げていると。岩手でも2市町が手を挙げていると。その結果がきょうなんですけれども、まだ届いていません。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 移住・定住者数の実績ですとか、目標値のあり方についてお答えを申し上げます。

まず、先般目的外使用制度の終了について御報告申し上げた目的外使用制度の際の実績と成果についてであります。使用者の累計が181件でございます。そのうちU I ターンの方々の方が145件ございました。このうち退去後にも町内に定着された方が46件というところでございます。

それから、私ども平成28年度からU I ターンの総合相談窓口を設けておまして、こちらのほうでの定住者数ということで申し上げますと平成28年度が9人、それから平成

29年度が22人の移住者の方々がいらっしゃいました。

こういうことも踏まえまして、第9次大槌町総合計画におきましては、移住者数30人を目標に定めまして施策展開を予定しているところでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） それは年30人を目標にしているということでしょうか。

それと目的外で181出て、46が退去後にも住み続けると。逆に言うと140という人は、もう就労の目的がなくなったので別に行ったのか。それとも住まいがなくて近隣に流れたとかなんとかという話なのか。いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 計画の目標値については、各年度というところでございます。

それから、目的外使用の方につきましては145件のうち46件の方が町内に定着されたということで、100件の方々については町外のほうに転出されるということになっております。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） 確認ですが、その100件の方が就労は町内にしているんだけど、住むということが近隣に行ったのか。それとも就労自体がなくなったのか。

○委員長（金崎悟朗君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 済みません。100件の方々について、町内に就労しているか否かについては、済みません。ちょっと追跡調査はしていないところでございます。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

3 款民生費 1 項社会福祉費、75ページ。進行します。

76ページ。進行します。

77ページ。進行します。

78ページ。進行します。

79ページ。進行します。

2 項児童福祉費。及川委員。

○10番（及川 伸君） 児童福祉費全般に関連して質問させていただきますが、この間私一般質問で児童虐待について質問させていただきました。



当町の児童虐待の特徴であるとか、それから件数に関して質問した際に、町長のほうの答弁では7件の実例があるという話でしたが、この間議会報を作成するにその録音したテープを拝見したら、最後のところに保健福祉部長のほうから、虐待に擬するケースは当町ではないというふうに答弁しておったんですが、これどちらが正しいのか、ここで明確にしてほしいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 虐待に疑われるケースがないと申し上げましたのは、2月8日の閣議決定を受けまして、それぞれ児相で抱えているケースについては児相に対して、それから、学校とか保育園に通っていらっしゃる方々について、お子さんたちの状況については、それぞれ市町村に確認の依頼が来ているものでございますけれども、現在今現在でも虐待ケースとしてかかわっているお子さんたちは、当然町内でもいらっしゃるんですが、そのお子さんたちのほかに調査期間において、一定の期間学校に通っていらっしゃるお子さんがいる場合に、そのお子さんたちの安全を確認をなさいたいという、今回調査の依頼が来ております。

その通っていらっしゃるお子さんたちで、虐待が疑われるケース、もしそれが虐待であれば、新たな虐待ケースということになりますけれども、そういった虐待ケースに該当する案件はなかったという意味でございます。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） わかりました。

それで、この間ちょっと話が途中で終わったような気がするのですが、この際2点ぐらいちょっと聞きたいと思うんですけれども、今回新しく児童福祉法なるものに体罰の禁止であるとか、それから、児童相談所に弁護士を設置するとか、DVのほうの対策強化、これが法定化されることになったと思うんですけれども、当町の児童虐待に対する対策において、その3つに関しては、どのような効果があるというふうに当局のほうでは考えていますか。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 新たな対策、当町については、まだ詳しいところがわからない部分もございますのでですけれども、まず、DVにつきましては、町長から御答弁申し上げましたとおり、現在当町に限らず、全県的にですけれども、児童虐待の累計で申しますと、DV、面前DV、要はお子さんの前でDVが行われるという意味での心理的

虐待がかなり多い割合を占めております。なので、児童虐待対応ということであれば、そのお子さんだけの支援ということではなくて、世帯全体に対する支援というのも当然必要になってくるかとは思いますが。

児童虐待の防止につきましては、いずれの市町村もそうなのですが、県の児童虐待防止アクションプランというプランがございます。このアクションプランに基づいて、それぞれの市町村が対策を進めております。

その中では、児童相談所が担当すべきものと、あと市町村で対応すべきものということになりますけれども、市町村については、虐待の発生を予防すること、それから早期に発見すること、それから虐待の相談と対応機能を充実すること、虐待の再発防止することという4つの観点について対策を進めておまして、今般新たに内閣府から2月28日付で虐待に対する新たなルールのポイントというものが示されたところでございます。

こういった新たなルールのポイントも取り入れながら、虐待の対応について、関係機関、児童相談所を中心とした関係機関と連携をして対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 及川委員。

○10番（及川 伸君） ありがとうございます。関係機関ということは、行政も含めて教育委員会であるとか、児童相談所であるとか、民生委員であるとか、最近では訪問したときに暴力行為があつて、警察まで関与するようなケースも出てきているみたいですが、いずれにしてもこの問題は本当に深刻でナーバスな問題なので、一つ一つのケースに対する対応の仕方も変わってくると思いますけれども、そのいっぱいある団体の中でも情報交換、これを本当に密にさせていただいて、7件というケースが出ていましたが、これは大槌町多いのか少ないのか、その辺ちょっとわかりませんが、最後に答えていただきたいと思うんですが、周辺の自治体と比べてどうなのかというのと、それから特徴とすれば、これ全国的な特徴だと思うんですが、加害者たる人は実母が多いそうです。加害者になる人はケースの半分以上が実母が手を加えているというようなケースみたいなので、この実母に当たる人たちの対策というのをやっぱり考えておかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思うわけです。

それから、何かあつたときに一時待機というか、一時対処させて保護するということをやっていますよね。家庭に戻すとまた再犯するというようなことがある。これは、どう見ても親に責任があるんじゃないのかと。加害者たる。ですから、その親の更生シス

テムみたいなものもやっぱり考えていかないと、児童だけ保護しても児童の命は守れないんじゃないのかなと私思うんですね。

ですから、そういう対策も独自に考えられるのかどうなのかと。その辺も今後の課題として取り組む必要がないかどうか。その辺所見をください。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） まず、関係機関との連携のあり方についてでございますけれども、これは、当町においても要保護児童対策地域協議会という協議会を設置してございまして、この中で児童相談所であるとか、学校であるとか、警察であるとかといった関係機関がメンバーになっておりまして、そういった虐待のみではなく、支援が必要なお子さんたちの進行管理と、それから対策の検討というものをこの中でやってございます。

こういった要保護児童対策協議会の場を活用して、連携を深めながら協働で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、児童虐待で主な虐待者でございますけれども、母親からの虐待が多いというのは、多分全国的な傾向がそうなのかもしれませんけれども、県で公表しております岩手県の状況で申し上げますと、主な虐待者の中で一番多いのは、県内では実父、実の父親による虐待、これが42.3%で一番多くなっております。次に多いのが実の母親と。

これが全国で見ますと、実の母親が53.9%で、父親が34.8%と。なので、全国の状況と岩手県の状況、ちょっと父親、母親が逆転しているような状況でございます。それが岩手県の特徴であろうかと思えます。

ただ、いずれにいたしましても、実の親からの虐待がほとんどであるという状況でございます。

今回のニュースで報道されております事例についても、一旦保護した後で家に戻して、その場でまた虐待が行われるということがいろいろと今回のケースに限らず報道されているわけでございますので、そういったところの見きわめ、それから、親への指導というのも重要になってまいります。

これまでも虐待の対応につきましては、子供の保護だけではなく、親への指導というのも必ず行っておりますので、今後につきましてもそこに重点を置いた対策をしてまいりたいというふうな、児童相談所と協働で対策を講じてまいりたいというふうに考えております。（「あと、周辺自治体と多いのか、少ないのか」の声あり）

周辺自治体ということでございますけれども、市町村ごとの虐待の件数等については、これは公表されてございませんので、把握しておりません。（「進行」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） 阿部委員。

○8番（阿部俊作君） 今のことにしまして、実は、私たちというか、私の年代、小学校のころは体罰が教育の一環という、そういう状況もありました。

それで、本来は兵士の育成というのがそういう体罰から始まっていることでありますので、それが今国連子ども憲章なんかでもきちんと子供の人権ということをうたわれております。

そういうことに関して、町民全部が全体が子供を育てるといふ、そういう方向に行かなければやっぱりなかなかなくなっていくと思いますので、町全体で子供を育てるといふ、そういう広報活動とか、いろいろそういうことが考えられるんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 委員の御指摘のとおりだと思いますので、今回の第9次大槌町総合計画の子育て支援の部分につきましては、そういった考え方でまとめておるものでございます。

それから、普及啓発につきましても、虐待を未然に予防するという観点では、普及啓発大変重要になってまいりますので、今後につきましても県と連携をしながら普及啓発を進めてまいりたいと考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

81ページ。進行します。

82ページ、上段まで。進行します。

3項災害救助費。進行します。

4款衛生費1項保健衛生費。進行します。

83ページ。進行します。

84ページ。下村委員。

○2番（下村義則君） 2目の感染症予防費というところの中の13の委託料の中で聞きたいんですが、いっぱい委託料があるので、とりあえずインフルエンザについてお伺いたします。

そして、このインフルエンザは、何かきのうだかけさの新聞読むと、盛岡市だったか

な、助成があるとかとちょっと見たような気がするんですが、これは委託料なんですけれども、町のほうの助成があるのか、ないのか。

これは、子供だけに、例えば助成が出るとしたら、子供だけなものなのか、それとも大人も含まれるのかというのを伺いたします。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） インフルエンザにつきましては、これは医師会への委託料でございまして、当町ではお子さんと、それから高齢者を対象にインフルエンザの予防接種をいたしております。

助成につきましては、償還払いということではなくて、委託料の中で医師会に支払って、その予防接種を受けられる方は、予診票を持っていくと一定額の負担だけでインフルエンザの予防接種が受けられるようになっております。

○委員長（金崎悟朗君） 下村委員。

○2番（下村義則君） その高齢者は、一応何歳からということでしょうか。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 高齢者につきましては、65歳以上の方を対象にしております。（「進行」の声あり）

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） 保健衛生費の20節の扶助費のところお尋ねいたします。

里帰り出産等に係る妊婦健診費用、助成金のところお尋ねいたします。

今現在大槌町には産婦人科医ございません。釜石も見渡すところあるのかなというところがあるんですが、現在管内で産婦人科医があつて、きちんと地元で出産ができるという体制は整っているのか、整っていないのか、その辺についてお尋ねをいたします。

○委員長（金崎悟朗君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 管内、大槌釜石管内の周産期医療体制については、これ管内こちらといたしましても課題意識を持っておりまして、実情を申し上げますと、釜石大槌医療圏の中で現在出産ができる医療機関は、県立釜石病院のみです。

それで、県立釜石病院には、常勤の産婦人科医はおりません。大船渡病院からの応援で賄っておりますので、通常分娩しか取り扱っておりません。

ですから、リスクのある産婦につきましては、大船渡病院や宮古病院など、周辺の周産期医療センターの体制が整っている病院に紹介をされて、そちらで出産をせざるを得

ない状況になっております。

こちらといたしましても、要は、安心して子供を産み育てるという環境が整える面では、育てる環境というのは、役場でもある程度のことは何とかできるわけですが、産む環境というのは、これは何とも役場で産婦人科をつくるわけにもいきませんので、これについては、もう何とかしたいということで、今年度、平成30年度ですけれども、新たに県への要望として、その釜石大槌圏域内の周産期医療体制の充実を要望してございます。

今後につきましても、ここについては、引き続き県に強く要望して、安心して住みなれた地域の中で安心して出産ができるような地域を実現できるよう、要望してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○7番（東梅 守君） 大変丁寧な答弁いただきましてありがとうございます。

そうですね。大槌町で移住・定住もそうですけれども、若い人たちに住んでもらって、安心して生活していただくには、やっぱりそういう育てるだけではなくて、産む環境も整えていかないと、なかなか若い人たちがここで安心して結婚して生活できるというところまではいかないのではないのかなというふうに思うわけです。

ぜひこれは、管内で安心して産める環境づくりをしてほしい。ぜひすべきだと思うんですが、その県のほう、要望続けていくというところなんです、もし町長のほうでこの考え方に何かあって、何か力強くこの管内でちゃんと産婦人科医が常駐されて、産み育てられる環境をつくりたいんだという何か考え等あればお答えいただければと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

過日になりますけれども、2月4日に釜石県立病院の運営協議会がございまして、これは大槌病院も入ってですけれども、やはり周産期の医療という形では大きく協議会の中では出ておりますので、先ほど民生部長話したとおり、しっかりと県に対して、医療局も確かに来ていましたが、やはり安心して産めるという環境はやはりつくらなきゃならないと思いますので、しっかりと釜石圏域で一生懸命その分については要望してまいりたいと、こう思います。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

85ページ。進行します。

86ページ。進行します。

87ページ、上段まで。進行します。

2項清掃費。進行します。

88ページ。進行します。

89ページ、中段まで。進行します。

5款労働費1項労働諸費。進行します。

90ページ、上段まで。進行します。

6款農林水産業費1項農業費。進行します。

91ページ。東梅委員。

○9番（東梅康悦君） この委託料の3目なのですが、農業振興地域の計画ということで600万円計上されています。農業振興地域の見直しということは私も承知していますが、今の段階では、各地域地域のものを見ると大きな網がかかっていますよね。大きな網がかかっていると。今回のこの震災を経て、その大きな網の中に仮設住宅等も大きく点在しております。その仮設住宅は、解体後は、地権者の意向によっては、農業委員会を通さずとも登記できるという話も聞いているわけですから、恐らくその部分はまず網はかかっているものの、実際は農地という取り扱いにならないものも出てくると思うんですね。

そうすると、大きな網の中に、農振という大きな網の中に大きな穴があくような、この地図のようなイメージに私は考えているんですが、まず、そういうふうなイメージでよいのか。いや、違うよというのであれば、まずお尋ねしたいと思います。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

今回の震災に伴いまして整備されました応急仮設住宅の部分、そのほとんどは大槌町が田畑が多いということで、農地でございます。

今の質問のとおりこれから仮設住宅に関しましても収束を迎えるに当たって、原形復旧が原則であるんですが、特例措置として、応急仮設住宅として用いた土地に関しましては、農地転用の許可を得ずに、そのまま地権者の意向によって地目変更することが可能だということでございます。

したがって、32年度に向けた農業振興地域の計画の見直しをまず31年度今回委託

料として計上してございますが、その地権者の意向によって農地ではなくなっていくという部分に関しましては、31年度意向調査をして、今後の農地としての利用意向調査を確認をしていくのとあわせて、やはり面での農業の振興整備というのが必要となってきますので、虫穴状態の部分に関しましては、その中で引き続き農業を続けていかれる方の意向も確認をしながら、できるだけ面の状態を各ブロック単位でくくっていききたいなと、そういった形での計画に変えていききたいなというふうに考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

そうすると、まず確認の意味で言うんですが、大きな網の中にまず、大きな網の中にその部分のそれぞれの穴があるような、まず網のかかり方はもう覚悟しなければいけないということなんですよ。そうですね。わかりました。

それで、要するに課長も言いましたが、その中でまだまだ営農しなければいけないという方々も多くいるかと思うので、やはりそこら辺も隣の仮設が建った方々も顔見知りの方々多いと思うので、お互いに協調しながら、まだまだその農地の中で米とか野菜とかつくるような、気兼ねなくつくるような環境をやはり農業委員会、もしくは農林課のほうでしっかりと両者の間に入って推進していかなければいけないと思いますので、そこら辺についてもまず考え方、そして、考え方をお尋ねしたいと思うんですが、再度お願いします。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

確かに応急仮設住宅等々でそれ以外の部分でも農地以外の利用で転用されてきて、最終的には気がついたらば、宅地の中の一角に田んぼがあって、ところが、耕作をしたいんだけれども、いろいろ近所に迷惑がかかるので、もう農地として使えないのでやめたいということで相談された方も中にはございました。

そういった方々もやむなしというところな部分でございますが、やはりできるだけ今まで大きいくくりでのゾーニングをしていたところをやはり宅地の部分とあと農地として守るべきエリアというところを地域の方々とお話をさせていただいて、中山間あるいは多面的の機能とのくくりもございまして、極力このエリアは農業振興エリアですよというふうなブロックを小さいながらもゾーニングをして、何とか農地を守っていききたいなというふうに思っています。



また、農業委員会といたしましても、農地の有効利用ということで、低利用農地でありますとか、あと未利用農地に関しましても、有効活用を図るように農業者に対して依頼といいますか、通知をさせていただきながら、実際使わないところはやる気のある農家さんのほうに中山間の管理機構等通じて対応するなどということで、保全を図っていくというふうな形の取り組みを今後進めていく予定でございますので、いずれにしても、生産者の、農業者の方の生産意欲をそがないような形の対応をとっていききたいなど、このように考えてございます。

○委員長（金崎悟朗君） 東梅委員。

○9番（東梅康悦君） わかりました。

32年度に向けて31年度、来年度やるということなので、いずれにいたしましても、お互いがよい関係の中で、今後やっていかなければいけないということをまず、その中で、行政には取り組んでももらいたいと。

あくまでも、要するに考えられるのは、よその人の土地であるから、幾らこれでこれまでには我慢してくださいよと言っても、それは少しの間はそれでいいと思うんです。聞くと思うんです。ただ、長い年月の間では、自分の土地だから自由に使ってもいいんじゃないかという、そういう雰囲気が出てくるかもしれない。そこにはやっぱり行政としてもやるなどは言えないのが行政ですよ。ですので、そこにいかないように、やはり役場として取り組んでいかなければいけない。

今正直、世の中では日本各地で建設残土の問題が出ているんですね。そういう思いがけないものが入ってくるということも、未利用の物件であれば、そういうところも考えられるので、そこら辺を含めた中で、行政でできるところはできるだけやった中で取り組んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） それに若干関連してなんですけれども、今答弁の中で、仮設住宅用地の農地の場合には、昔で言う農地転用の許可申請が要らなくて、それを乗り越して地目変更ができるという答弁がありました。じゃあ、仮設住宅用地じゃなくて、同僚委員最後に言ったように、ストックヤードになったり、残土置き場になっている田畑もあるわけですよ。仮設住宅のところは事務処理が1つなくなるんだけれども、そういう土地については、どうなんですか。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） お答えいたします。

水田、田畑の用地をそれ以外の利用にする場合には、適用除外の申請でありますとか、あと一時転用の申請によって置いていただいているところがあります。

耕作地、要するに長い年月において田んぼあるいは畑で耕作等の行為を行っていない場合は、農地として復元することが著しく困難な場合においては、適用外証明を発行して、その後にその地権者さんのほうで地目変更していただくというところがございます。

ただ、現況とすれば、見た感じは田んぼの形が若干残っていたりして、田んぼじゃないかというところも中にあると思うんですが、一応そういう長く置かれているものを仮定した場合には、適用外証明を出していただいて地目変更するという形になります。

○委員長（金崎悟朗君） 芳賀委員。

○13番（芳賀 潤君） その事務手続というのは、従来の農転、農転という事務よりは簡易化になるということですかね。

もちろん、耕作地じゃなくて、もう全然何年もやっていない、畑として田としてやってきていなかったところに吉里吉里地区の多くが防潮堤の絡みで残土置き場になっているのは事実なんですよね。それを前の法律であれば、転用という、結構ハードル高い事務でしたけれども、そうじゃなくて、適用除外申請みたいなもので上げれば、すつすといくような、今の答弁だと感じるんですが、どうなのでしょう。

○委員長（金崎悟朗君） 農林水産課長。

○農林水産課長（小笠原純一君） 失礼いたしました。ちょっと説明が不十分でした。

あくまでその手続が簡易化、要は農業委員会のほうに転用認可の手続が省略されるのは、あくまで応急仮設住宅で使っているものだけが特例としてございまして、それ以外のものにつきましては、従前どおり農業委員会のほうに申請なりの書類等提出していただくという形になります。

○委員長（金崎悟朗君） 進行します。

92ページ。進行します。

93ページ。進行します。

94ページ、中段まで。進行します。

本日の質疑は、これにて終了いたします。

本日は散会ですけれども、3月9日から11日までは休会とし、12日、火曜日は、午前10時から再開いたしますので、よろしくお願ひします。

散 会 午後2時03分